

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	業者番号
株式会社 トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	5-000267

注) 建設業許可番号「1ー」は国土交通大臣許可, 「2ー」は茨城県知事許可, 「3ー」は他県知事許可を表す。業者番号「4ー」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5ー」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年3月7日 ~ 令和8年6月6日 (3箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社トーニチコンサルタントは, 特定跨線橋点検等業務に関し, 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして, 令和7年12月19日, 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(独占禁止法違反行為)第5項に該当するため。

なお, 同社は, 課徴金減免制度の適用を受けていることから, 同要綱第4条第3項を適用して, 指名停止期間を2分の1としている。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表第2 (独占禁止法違反行為) 5 業務に関し, 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し, 契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-2457